

○一関市生ごみ減量機器購入補助金交付要綱

平成18年 3月31日

告示第63号

改正 平成23年 9月26日告示第270号

令和元年 5月20日告示第166号

令和 2年 3月17日告示第62号

令和 3年 3月31日告示第81号

令和 4年 5月27日告示第268号

(目的)

第1 市内の一般家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の減量化及び資源化を図るため、市内に住所を有する者が生ごみ減量機器の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、生ごみ減量機器とは次の各号に定めるところによる。

- (1) 電動式生ごみ処理機 電気を動力源として生ごみを熱によって乾燥し、又は微生物を利用し発酵分解することにより、その容量を減少させることを目的とした機器
- (2) 手動式生ごみ処理機 手動により装置を回転させることによって生ごみを分解、処理し、又は微生物を利用し発酵分解することにより、その容量を減少させることを目的とした機器
- (3) 設置型コンポスト化容器 土中の微生物の活動を利用して分解させ、その容量を減少し堆肥化させることを目的とした容器
- (4) 密閉型コンポスト化容器 密閉型の容器で、生ごみ発酵剤等を使用して、生ごみを堆肥化させることを目的とした容器

(補助金の額)

第3 生ごみ減量機器購入に対する補助金は、購入金額（保証金、運送費及び設置費を除く。）の2分の1以内で千円未満の端数を切り捨てた額とし、限度額は次のとおりとする。

- (1) 電動式生ごみ処理機 1基当たり30,000円

- (2) 手動式生ごみ処理機 1基当たり10,000円
- (3) 設置型コンポスト化容器 1基当たり3,000円
- (4) 密閉型コンポスト化容器 1基当たり2,000円

(補助金の交付対象)

第4 補助金の交付対象となる生ごみ減量機器は、1世帯につき、電動式生ごみ処理機又は手動式生ごみ処理機にあつては1基、設置型コンポスト化容器又は密閉型コンポスト化容器にあつては2基までのいずれかとし、生ごみを細かく碎いて下水道等に流すディスポーザー方式及び排水口接続方式は対象外とする。

2 補助金の交付を受けた者は、交付の日から5年を経過しなければ再び補助金の交付申請をすることができない。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ減量機器購入補助金交付申請書兼請求書(以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書の提出期日及び様式は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の決定等)

第6 市長は、申請書兼請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7 市長は、第6の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8 市長は、規則第15条第1項に規定する場合のほか、補助金の交付の申請者がこの告示の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合には、当該補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第9 補助金の交付を受けた者は、生ごみ減量機器を有効に活用して生ごみを堆肥化し、家庭菜園や花壇等に利用して自家処理することにより、廃棄物として排出しないように努めなければならない。

制定文 抄

平成18年4月1日から施行する。

改正文（令和元年5月20日告示第166号抄）

令和元年6月1日から施行する。

改正文（令和2年3月17日告示第62号抄）

令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和3年3月31日告示第81号抄）

令和3年4月1日から施行する。なお、この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	生ごみ減量機器購入補助金 交付申請書兼請求書 1 領収書の写し 2 購入製品カタログの写し 3 本人確認書類の写し (運転免許証、個人番号カード等の申請者が市内在住であることを確認できるものに限る。)	別記様式	1部	購入した日の属する年度の末日まで

別記様式（第5関係）

別記様式（第5関係）

年 月 日

一関市長 様

住 所  
氏 名 ④  
電 話

生ごみ減量機器購入補助金交付申請書兼請求書

年度において、生ごみ減量機器購入補助金の交付を受けたいので、一関市生ごみ減量機器購入補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 購入した生ごみ減量機器の種別（該当するものに○をつけてください。）

- (1) 電動式生ごみ処理機
- (2) 手動式生ごみ処理機
- (3) 設置型コンポスト化容器
- (4) 密閉型コンポスト化容器

2 1基あたりの購入金額 円 …①

3 購入した数量 基 …②

4 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
計算式 ①÷2（千円未満切捨）×②

5 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通 ・ 当座		

※オンライン申請の場合は、押印は不要となります。